

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務
の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成27年6月1日
大 阪 府

建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱の改正について

現在、「建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑制度」は電子メールを利用して運用しておりますが、下記のとおり大阪府電子調達システムを利用することに変更し、関連要綱を改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正概要

- (1) 予定価格に対する質疑及び回答は、これまで電子メールにて運用してきましたが、改正後は大阪府電子調達システムを利用することとします。
- (2) 予定価格に対する質疑の回答は、これまで質疑提出者のみに回答しておりましたが、改正後は入札書提出者全員が質疑及び回答を閲覧できることとなります。
- (3) 質疑のできる者、質疑のできる期間等の取扱いはこれまでと変更ありません。

2 適用時期

平成27年7月1日以降に公告する案件より適用します。
(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の電子入札案件に限る。)

3 システム上の変更点

- (1) 入札結果情報に予定価格に対する質問請求期限が表示されます。
- (2) 質疑及び回答の閲覧方法は、従来から実施している入札説明書及び設計図書等の質問及び回答の閲覧と同じになります。

※ 画面イメージは別紙をご覧ください。

詳しくは、後日、大阪府電子調達（電子入札）システムポータルサイトに掲載される操作マニュアルをご覧ください。

4 備 考

詳細は、建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱をご覧ください。

お問い合わせ先

【要綱、案件に関すること】

総務部 契約局建設工事課 建築入札グループ
土木入札グループ

電話 06-6941-0351 (内線 5332、5334、5336)

【システムに関すること】

総務部 契約局総務委託物品課 総務・システムグループ
電話 06-6941-0351 (内線 5333)

建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、入札の透明性及び公正性を確保するため、建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札執行後に公表される予定価格の算出の基礎となる設計に関する疑義（以下「質疑」という。）の照会及び質疑に対する回答を行う手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱の用語の意義は、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱、大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

（適用対象）

第3条 この要綱の適用対象は、入札に参加しようとする者が、入札手続を大阪府電子調達システム（以下「入札システム」という。）を用いて行う建設工事等に係る一般競争入札のうち、予定価格を入札執行後に公表する一般競争入札とする。

（質疑のできる者）

第4条 質疑のできる者は、質疑を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）とする。

（質疑のできる期間）

第5条 質疑のできる期間（以下「質疑期間」という。）は、予定価格を公表した時刻から予定価格を公表した日から起算して3日後（休日等を除く。）の午後4時までとする。

（質疑の方法）

第6条 質疑は、入札書提出者が入札システムに登録することにより行うものとする。

（質疑到達の確認）

第7条 発注機関の長は、質疑の到達を大阪府調達業務支援システム（以下「業務システム」という。）により確認するものとする。

（質疑に対する回答）

第8条 発注機関の長は、質疑のあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設計金額を積算するために必要となった資料を確認し、質疑の内容に対して回答するものとする。

- (1) 第6条に規定する方法以外の方法によるもの
 - (2) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
 - (3) 建設工事等の一般競争入札に関する大阪府の要綱、要領及び基準並びに公表された設計図書等で確認できるもの
 - (4) 大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱第12条及び大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱第12条の規定による電子入札公告等及び設計図書等に対する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの
 - (5) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
 - (6) 入札書提出者名が特定できる内容が記載されたもの
 - (7) 質疑に係る文字、数字等が判読できないもの
 - (8) 当該入札に直接関係のないもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認められたもの
- 2 質疑が前項各号のいずれかに該当するときは、回答すべき質疑として取り扱わない旨を回答するものとする。

(回答の期間及び方法)

第9条 前条に規定する回答は、発注機関の長が、質疑期間の終了日から起算して3日後(休日等を除く。)までに、業務システムに登録することにより行うものとし、全ての入札書提出者が閲覧できるようにするものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難な場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

(回答の報告等)

第10条 発注機関の長は、質疑に対する回答を行ったときは、当日中に、業務システムにより契約局長に報告するものとする。

2 契約局長は、質疑期間の満了後速やかに、質疑の有無を業務システムにより確認するものとする。

(回答の取り扱い)

第11条 契約局長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該入札事務を続行することが適当でないと認めるときは、その旨を、第8条の規定による回答をした日の翌日(休日等を除く。)までに、大阪府ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、同月21日以降に公告する建設工事等の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日以降に公告する建設工事等の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に公告する建設工事等の入札から適用する。

入札結果情報（予定価格に対する質問請求期限の表示）

契約局で開札が終わると、インターネットに公開している入札結果情報に予定価格の質問請求期限が公開され、電子入札システムにて質疑請求ができるようになります。

No.	発注部局 発注事務所	案件名称	入札方式	業種・工種／契約種目	所在地	公告日	開札日	公告	予定 価格等	入札 結果	入札 方法
1	都市整備部 土木事務所	都市計画道路 ▲▲▲▲線●●●●工事	一般競争入札	電気工事	■■市▲▲町4丁目地内	H27/06/01	H27/06/18	表示	表示	表示	電子

〔予定価格等〕

大阪府 予定価格情報	
調達案件番号	0120141000XXXX
調達案件名称	都市計画道路 ▲▲▲▲線●●●●工事
入札方式	一般競争入札
入札書比較予定価格	3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く)
予定価格質問請求期限	平成27年06月18日 16時00分

〔入札結果〕

大阪府 入札結果情報->参照->入札結果情報	
入札結果情報	
調達案件番号	0120141000XXXX
調達案件名称	都市計画道路 ▲▲▲▲線●●●●工事
所在地	■■市▲▲町4丁目地内
業種・工種／契約種目	電気工事
入札方式	一般競争入札
工事委託概要	工事延長 L=49.6m 縁石工1式 官民境界A型49.6m
開札日時	平成27年06月18日 10時00分
落札企業名称 (落札企業体名称)	
落札企業住所	
落札金額	
入札書比較予定価格	¥3,000,000(消費税及び地方消費税相当額を除く)
予定価格質問請求期限	平成27年06月18日 16時00分
入札結果	確認中
備考	
仮契約日	

電子入札システム（質疑照会の登録～質問/回答の閲覧）

予定価格に対する質疑がある場合は、予定価格質問請求期間中に電子入札システムを使って、質疑を登録することができます。

ただし、質疑を登録できる者は当該案件への入札書提出者のみとなります。

（入札説明書、設計図書の質問と同様に）

質問回答タブをクリックして調達案件検索画面を表示します。

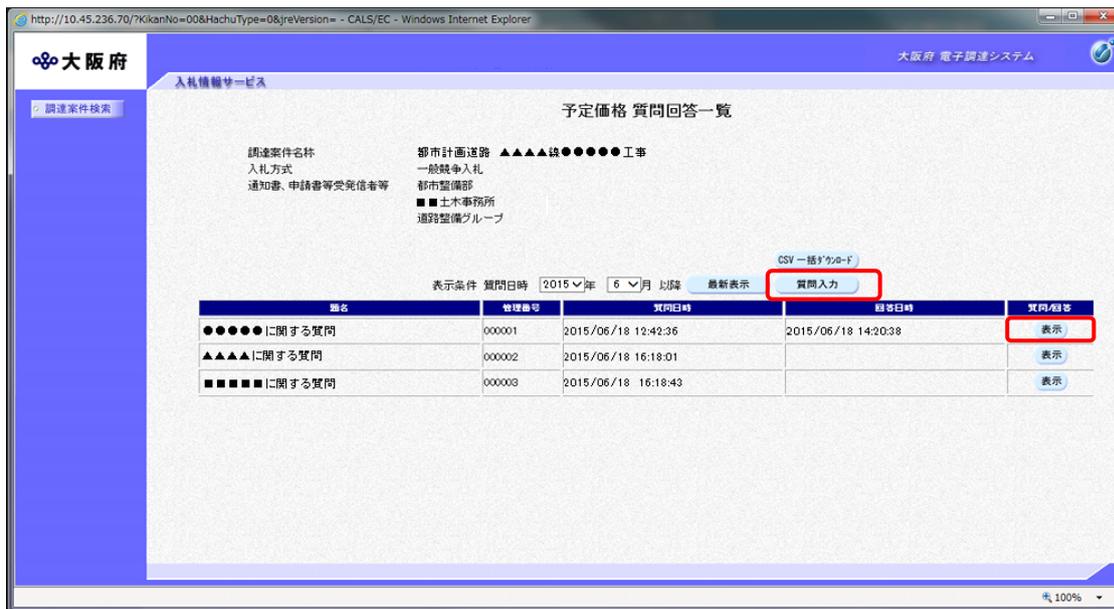
案件検索条件を入力して「予定価格質疑」をクリックしてください。



画面には入札書を提出した案件のみ表示されますので、質問する案件を選択してください。



案件を選択すると、その案件に対する質問/回答一覧が表示されます。
 質問入力する場合は「質問入力」ボタンをクリックしてください。



質問入力画面になりますので、質問を入力してください。

